

留 意 事 項

1 許可の条件

公園施設の使用を許可する際の条件は、以下のとおりとする。

- (1) 騒音等、周辺住民や周辺施設での環境を害さないこと。
- (2) 公園の良好なイメージを損なわないこと。
- (3) 施設の使用に際し、施設の特性を十分に理解した上で、事故等が生じないよう使用目的にそって万全の対策を講じること。
- (4) 事故等が発生した場合は、申請者が一切の責任をもち、対処すること。
- (5) 第三者に損害を加えたときは、自己の責任において解決すること。
- (6) 施設に損傷等を与えた場合は、速やかにその状況を指定管理者に報告し、指示に従うこと。
- (7) 許可によって生じる権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (8) 使用後は原状復帰すること。
- (9) 都市公園法、同施行令並びに山口県立都市公園条例（以下「条例」という。）、同施行規則その他法令を遵守すること。

2 許可の取消等

指定管理者は、申請者が次の各号の一に該当する場合は、許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更することができる。

- (1) 条例又は条例の規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けたとき。

3 疑義

留意事項に定めのない事項等、疑義が生じた場合は、指定管理者との協議によりこれに対応すること。

施設の使用にあたり、上記事項を確認した。

年 月 日

申 請 者 :
(電話番号 :)